

## ○職員のサービスの状況

・年次有給休暇の状況について(平成28年)

平均取得日数	消化率
5.2日	13.1%

・育児休業および部分休業の状況について(平成28年度)

	育児休業 取得者数	うち両休業	
		取得者数	取得者数
男性職員	—	—	—
	—	—	—
女性職員	—	—	—
	1	—	—
計	—	—	—
	1	—	—

(注)上段は平成28年度に新たに取得した人数、下段には平成27年度以前から引き続き取得している者の人数です。



## ○職員の研修および勤務成績の評定の状況

### 【研修】

複雑化する行政課題に柔軟かつ的確に対応でき、時代に即した質の高い行政サービスを提供できる職員を育成すべく、計画的に和歌山県市町村職員研修協議会等に職員を派遣しています。

### 【勤務成績】

職員の職務で発揮された能力や業績について、毎年評価を行い、昇格・昇級・勤勉手当などに反映させています。

## ○職員の福祉および利益の保護の状況

### 【公務災害・通勤災害の認定件数】

(平成28年度)

	件数
公務災害	—
通勤災害	—

### 【措置要求などの条件】

(平成28年度)

	件数
勤務条件についての措置要求	—
不利益処分についての不服申立	—

### 【職員の健康診断】

職員の健康状態の把握および健康障害や疾病の早期発見のため、年1回健康診断を実施しています。

## ○障害者雇用率

法定雇用率(障害者の雇用の促進等に関する法律)	本町における雇用率(平成28年6月1日現在)
2.30%	1.33%



お問い合わせは、  
(☎63・3800)まで。

**ごみは決められた日に  
決められた場所に  
出しましょう**

●収集日以外の日に、ごみが出  
されている

●通りすがりでごみを出していく  
ので、地元の人のごみが入らない  
などといった内容の声がよく役  
場に寄せられます。ごみ集積か  
ごは、地元で管理する地元の方  
のためのかごです。ごみは、お住  
まいの地区で出すようにしてく  
ださい。

また、収集日以外にごみを出  
されると、不法投棄のもとと  
なったり、地区の環境も悪く  
なったりします。ごみは、お住ま  
いの地区で、決められた日・決  
められた時間・決められた場所  
に出しましょう。

### 「戦没者等の 遺族に対する弔慰金」 の「案内」

「戦没者等の遺族に対する特  
別弔慰金支給法の一部を改正す  
る法律」に基づき、戦没者等の遺  
族の方に対する特別弔慰金(第  
十回特別弔慰金)を支給するこ  
ととなりました。

#### 支給対象者



平成27年4  
月1日(基準  
日)において、  
「恩給法による  
公務扶助料」や  
「戦傷病者戦没  
者遺族等援護法による遺族年  
金」等を受ける方(戦没者等の妻  
や父母等)がいない場合に、次の  
順番による先順位のご遺族お一  
人に支給。

#### 戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦  
傷病者戦没者遺族等援護法に  
よる弔慰金の受給権を取得し  
た方

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の

- ① 父母
- ② 孫
- ③ 祖父母
- ④ 兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有し  
ている事等の要件を満たしているかど  
うかにより、順番が入れ替わります

4. 前項の1から3以外の、戦  
没者等の三親等内の親族(甥、  
姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上  
の生計関係を有していた方に限ります

#### 支給内容

額面25万円  
5年償還の記名国債

#### 請求期限

平成30年4月2日まで

(請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金  
を受けることができなくなりますので、  
ご注意ください)

#### 請求窓口

住民福祉課(☎63・3800)

#### 特別弔慰金についてのQ&A

Q1

戦没者等の死亡後に生まれた  
孫は、支給対象になりますか？

A1

特別弔慰金は、「弔慰」の意を

表するという制度の趣旨を踏ま  
え、戦没者等の死亡当時のご遺  
族(三親等内)を対象としていま  
すので、戦没者等の死亡後に生  
まれた方は対象になりません。

Q2

国債の償還金は、いつ、どこで  
受け取ることができるのでしょ  
うか？

A2

特別弔慰金の支給は、無利子の  
記名国債により行われ、平成28年  
から毎年1回、償還日(4月15日)  
以降に均等に支払い(年5万円)  
を受けることができます。

償還金の支払いを受ける場所  
は、請求手続きの際に、ご希望の  
郵便局等を指定していただくこ  
とになっています。

詳しくは、住民福祉課(☎63・

3800)または、和歌山県援  
護担当課(☎073・441・  
2476)まで。